

ネパール 2018 年経済センサス
確報結果 National Report No. 1-2 の概要

ネパールでは史上初めてとなる、すべての事業所¹⁾を調査対象²⁾とする 2018 年経済センサス（事業所の国勢調査）が、2018 年 4 月 14 日を調査期日として実施された。その後、14 か月に及ぶ集計期間等を経て、2019 年 7 月 1 日、確報結果の第一報が公表され、続いて、同年 9 月 1 日、第二報が公表されたので、その概要を以下に報告する。

1. ネパールの事業所数は 92 万事業所

2018 年 4 月 14 日現在におけるネパール全国の事業所数は 92 万事業所となっている。これを従業者規模別にみると、大規模事業所³⁾（従業者 100 人以上）は 1,787 事業所で、全体の 0.19%となっており、続いて、中規模事業所³⁾（従業者 50～99 人）が 2,258 事業所（同 0.24%）、小規模事業所³⁾（従業者 10～49 人）は 3 万 8769 事業所（同 4.20%）、零細事業所³⁾（従業者 1～9 人）は 88 万 542 事業所（同 95.36%）となっており、ほとんどが従業者 9 人以下の零細事業所であることがわかる。

これを日本と比較すると、日本の大規模事業所は、全体の 1.15%⁴⁾となっており、続いて、中規模事業所が 1.88%、小規模事業所が 19.58%、零細事業所が 76.85%となっている。このことから、ネパールの事業所の構造は、大規模及び中小規模の事業所、すなわち、従業者 10 人以上の事業所の割合が低いことがわかる。事業所の規模が大きいほど収益性も高いという「規模の経済性」という観点から言えば、ネパールの事業所の構造は、全体的には収益性の低い構造になっていることがわかる。

2. ネパールの大規模事業所数は 1,787 事業所

大規模事業所数は 1,787 事業所で、そこで働く従業者数は 49 万人となっている。従業者のうち、男性が 31 万人（63.8%）、女性が 18 万人（36.2%）と、男性の方が 1.76 倍多くなっていることが特徴である。また、1 大規模事業所当たりの従業者数は、275.7 人となっている。

これを日本と比較すると、日本の大規模事業所数は 6 万 1679 事業所で、ネパールの約 35 倍、また、日本の従業者数は 1612 万人で、ネパールの約 33 倍となっている。このことから、最も収益性の高い大規模事業所は、ネパールでは、事業所数が極めて少なく、また、全体に占める割合も 0.19%と、かなり低いことがわかる。

3. ネパールの中規模事業所数は 2,258 事業所

中規模事業所数は 2,258 事業所で、そこで働く従業者数は 15 万人となっている。従業者のうち、男性が 9 万 6 千人（64.1%）、女性が 5 万 4 千人（35.9%）と、男性の方

が1.79倍多くなっていることが特徴である。また、1中規模事業所当たりの従業者数は、66.4人となっている。

これを日本と比較すると、日本の中規模事業所数は10万428事業所で、ネパールの約44倍、また、日本の従業者数は686万人で、ネパールの約46倍となっている。このことから、比較的収益性の高い中規模事業所をみても、事業所数は極めて少なく、また、全体に占める割合も0.24%と、極めて低いことがわかる。さらに、日本との差は、大規模事業所よりも大きくなっている。

4. ネパールの小規模事業所数は3万8769事業所

小規模事業所数は3万8769事業所で、そこで働く従業者数は69万人となっている。従業者のうち、男性が44万人(63.2%)、女性が25万人(36.8%)と、男性の方が1.71倍多くなっていることが特徴である。さらに、1小規模事業所当たりの従業者数は、17.8人となっている。

これを日本と比較すると、日本の小規模事業所数は105万事業所で、ネパールの約27倍、また、日本の従業者数は2043万人で、ネパールの約30倍となっている。このことから、ネパールの小規模事業所をみても、事業所数は、かなり少なく、また、全体に占める割合も4.20%と、かなり低いことがわかる。

上述2及び3から、産業及び生活の基盤であり、なおかつ、経済社会を支える存在であるべき中小規模事業所、すなわち、SME (Small and Medium Establishments)⁵⁾は、ネパールでは、事業所数が少なく、また、全体に占める割合も、かなり低いことがわかる。

5. ネパールの事業所の7割以上が、従業者数1人または2人。

従業者が1人のみの事業所数は34万6千事業所で、全体の37.5%を占めており、また、従業者が2人の事業所数は32万8千事業所(同35.5%)となっている。したがって、従業者が2人以下の事業所のみで、67万4千事業所(同73.0%)と全体の4分の3近くに達している。

これをカンボジアと比較すると、カンボジアでは、従業者が1人のみの事業所数は22万2千事業所⁶⁾で、全体の44.0%を占めており、また、従業者が2人の事業所数は17万6千事業所(同34.9%)となっている。したがって、従業者が2人以下の事業所のみで、39万8千事業所(同78.9%)と全体の8割近くに達している。このことから、ネパールにおける従業者が2人以下の事業所が占める割合は、カンボジアよりも、5.9⁷⁾ほど、やや低いことがわかる。

6. 大規模事業所の中では、製造業が最も多い。

大規模事業所を産業別にみると、製造業(レンガ製造業等)が732事業所と最も多く、率にして41.0%となっている。次いで、教育業が266事業所(同14.9%)、健康・社会福祉事業(病院等)が191事業所(同10.7%)、金融・保険業が166事業所(同9.3%)などとなっている。

7. 中規模事業所の中では、教育業が最も多い。

中規模事業所を産業別にみると、教育業が845事業所と最も多く、率にして37.4%となっている。次いで、製造業（レンガ製造業等）が459事業所（同20.3%）、健康・社会福祉事業（病院等）が160事業所（同7.1%）などとなっている。

8. 小規模事業所の中では、教育業が最も多い。

小規模事業所を産業別にみると、教育業が15,414事業所と最も多く、率にして39.8%となっている。次いで、製造業（レンガ製造業等）が3,884事業所（同10.0%）、金融・保険業が3,631事業所（同9.4%）、卸売・小売業（自動車・バイク修理業含む）が3,275事業所（同8.4%）などとなっている。

9. 従業者1人の事業所は、3分の2が非登録。

公的な機関に登録している事業所を従業者規模別にみると、大規模事業所は97.5%⁷⁾が登録しており、続いて、中規模事業所が96.1%、小規模事業所が94.8%と、従業者10人以上の事業所は、ほとんどが登録している。一方、従業者が1人の事業所は33.0%と、登録は3分の1にも満たない状況で、また、従業者が2人の事業所も47.9%と、半数にも満たない。このことから、従業者が2人以下の事業所において、登録している割合が、かなり低いことがわかる。

- 1) ここでいう事業所とは、固定の場所で経済活動を営み、固定的な設備を所有しているところであり、国際標準産業分類第4版（ISIC）における **Establishment** の定義に準じている。ネパールでは、この **ISIC** に基づいたネパール標準産業分類（**NSIC**）が使用されている。
一方、広義の事業所には、**Fixed**（固定の事業所）及び **Movable**（移動可能であるが、固定の場所で営業している事業所）のほか、**Mobile**（移動しながら営業している事業所）も含めて3種類とする場合があるが、この結果には、**Fixed** 及び **Movable** のみが含まれており、固定的でない **Mobile** は含まれていない。
- 2) ネパール2018年経済センサスでは、次の産業に属する事業所は、国際的な実例に基づき調査対象としていないため、結果には含まれていない。農林漁業（**NSIC Section A**）に属する事業所のうち公的な機関に登録されていない事業所、官公庁等（**NSIC Section O**）、個人のホームヘルパーなどの世帯活動（**NSIC Section T**）及び大使館や国際機関等の外国公務の施設（**NSIC Section U**）。
- 3) 本稿では、大規模事業所を従業者100人以上、中規模事業所を従業者50～99人、小規模事業所を従業者10～49人、零細事業所を従業者1～9人とする。
- 4) 本稿に掲載されている日本の数字は、すべて2016年経済センサス活動調査の全国結果による。
- 5) **SME** は、通常、**Small and Medium Enterprises** であるが、ここでは、**Establishments** を代用している。
- 6) 本稿に掲載されているカンボジアの数字は、すべて2011年経済センサスの全国結果による。
- 7) 登録している割合の算出に当たっては、分母から登録・非登録の状況が「不詳」の事業所を除いている。

2018年経済センサスの結果は、中央や地方政府における各種政策や計画の立案に利用されるほか、大学や研究所における学術研究、民間部門における経営戦略や市場調査等に利用される。この結果の英語版は、次のネパール中央統計局（CBS）等のページから参照可能である。

<https://cbs.gov.np/economic-census/> ネパール中央統計局 HP

<http://www.stat.go.jp/info/meetings/nepal/nepal.html> 総務省 HP

2018年経済センサスは、ネパール中央統計局が実施機関であり、日本国政府及び国際協力機構（JICA）は、「2018年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、2016年3月以降、総務省統計局等から専門家を派遣し、これを支援している。

国際協力機構は、現在、ネパールの他、エジプトでも統計支援を行っており、過去には、カンボジア、インドネシア、スリランカ、アルゼンチン、メキシコ等にも、総務省統計局等から専門家を派遣し、支援してきたところである。

<問い合わせ先>

JICA ネパール事務所

担当： 中村（Nakamura.Ayuko@jica.go.jp）

JICA NEPAL OFFICE

National Life Insurance (NLIC) Building , 3rd Floor Lazimpat, Kathmandu, Nepal